

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会
第4回 地域自治組織等小委員会

《 会 議 録 》

日 時：平成16年3月26日(金)13:00~15:00
会 場：石狩市議会第1委員会室

第4回 地域自治組織等小委員会会議録

開催日時：平成16年3月26日(金) 13:00～15:00

開催場所：石狩市議会第1委員会室

【出席委員】(敬称略)

委員長
佐藤 豊治

副委員長
桐山 和郎 神田 一昭

委員
中野 文能 堀 弘子 河合 英治 田村 嘉瑞 越智 正男
小林 義行 飯尾 亜紀仁 鈴木 日出男 石橋 千春 岸本 アイ
田中 宣律

【欠席委員】(敬称略)

佐藤 克廣

【事務局】

工藤 泰雄 清水 敬二 松儀 倫也 佐々木 大樹 富木 則善
中村 裕一 田中 匡

【出席職員】 7人

【傍聴者数】 2人

議事日程

1	開会.....	3 頁
2	協議事項.....	3 頁
	(1) 合併関連3 法案による地域自治組織制度について.....	3 頁
	(2) 地域のあり方について.....	3 頁
3	閉会.....	29 頁

1. 開 会

佐藤委員長：それでは、定刻になりました。

皆様、本日はお忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから第4回地域自治組織等小委員会を開催いたします。

現在の出席委員数は15名中14名で、定足数に達しております。

なお、本日の会議終了予定は、3時をめぐりにしておりますので、よろしく願いをいたします。

2. 協議事項

佐藤委員長：次に、協議事項に入りたいと思いますが、本日の協議事項は、「合併関連3法案による地域自治組織制度」と「地域のあり方について」であります。関連がありますので、一括協議したいと思います。

合併関連3法案などについては、事務局より資料が提出されておりますので、説明を求めます。

事務局、お願いいたします。

事務局（松儀）：事務局の松儀と申します。よろしくお願いいたします。

3月に合併関連3法案、こちらが閣議決定されてから、本日の第4回の開催まで大変時間を要してしまいました。法案に対します国の説明会がくれたことに伴いまして、事務局の資料の作成もおくれてしまいました。委員の皆様にご心配、ご迷惑をおかけしたことをおわびしたいと思います。

それでは、私の方から、合併関連3法案、特に地域自治組織制度につきまして、資料に沿って説明させていただきます。そのうち、資料1につきましては先送りさせていただきましたが、文字ばかりで大変わかりづらい資料となっておりますので、本日お配りした資料をもとに順次説明させていただきます。

資料の2をごらんいただきたいと思います。

地域自治組織制度の適用等に関する資料と題を打っております。

選択できる地域自治組織制度といたしましては、3つの制度がございます。地域自治区、合併特例区、地域審議会となります。今後、この小委員会で3つのいずれかを選択して、設置する、もしくは設置しないという選択があるわけございまして、合併期日により、どの法律が適用され、どの制度を選択することになるのか、そして協議会としてどのような協議が必要となるのかをあらわした資料となっております。

まず、地域自治区、法人格のないタイプですが、今回改正される地方自治法と合併特例法、平成17年4月1日に施行される合併新法で制度化されるものとなっております。改正地方自治法によります設置の場合は、合併に関係なく単独の市町村で適用されますので、設置や内容につきましては、その市町村が条例で定めることとなります。合併に際して地域自治区を設置する場合は、特例ということになりますが、改定合併特例法と合併新法は同じ内容で

制度化されております。それでは、どちらの適用を受けるかということになりますが、合併の期日で決まっております。合併の期日は正式に協議会で確認されてはおりませんが、新法では合併特例債は廃止されます。財政支援措置のある改正合併特例法が1年の経過措置を設けましたので、その適用を受けようとする場合、3市村の合併期日を、仮にですが、平成17年3月31日までに知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併すると想定するところがベターだと考えております。

図にあります矢印の意味ですが、合併新法から折れ曲がって改正特例法へと伸びておりますのは、新法の施行期日であつております「平成17年3月31日までに知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに市町村の合併については特例法が適用される」ということを意味しております。

整理いたしますと、地域自治区を合併に際して設置する場合は改正合併特例法が適用され、協議会で何を検討するかとなりますと、一番右側にあります、『合併に際する特例を適用する場合には、「地域自治区」の設置及び新市の条例で定めるべき事項について、合併協議会において協議し定めることとなる。合併関係市町村の議会の議決及び告示が必要となる。』ということになります。

ここで言います公布の日とは、具体的にいつなのかということになりますけれども、公布が遅ければむだな検討になるのではないかというご懸念もあるかと思えます。今、国会の最終日は6月16日と設定されておまして、参議院選挙の関係から延長はないということでございますので、最大限で見て、6月16日、最終日に可決されたといまして、その10日後、6月末に公布され、それから6カ月以内、おおむね年内までには施行されるものと考えられます。

次に、法人格のある合併特例区についてであります。適用は先ほどと同じように改正合併特例法が適用されることとなります。一番右に行きまして、合併特例区、法人格ありの設置及び規約は、合併協議会において協議し定めることとなる。合併関係市町村の議会の議決、ここでは知事の認可及び告示が必要になってまいります。

最後に地域審議会です。地域自治組織制度があれば現行の地域審議会は要らない、古いという考え方もあるとは思いますが、総務省の考え方によりますと、区を設けない場合でも地域審議会は置きたいという要望があるようでございます。そのため、合併新法にも地域審議会の制度は残したということになっております。

地域審議会の設置及び主な内容は、合併協議会において協議し定めることとなる。合併関係市町村の議会の議決及び告示が必要となります。

今まで、この小委員会で、委員の皆様には中間報告や最終答申という、予想される制度、仮定の制度について検討していただいておりますけれども、ここで適用等につきまして細かく説明したのも、現在、まだ法案の段階ではありますが、6月16日の決定を待って検討ということではなく、今の段階から検討を始めていて間違いのない制度だという認識に立った上で、これからの協議に入っていただきたいと考えたところからでございます。

続きまして、具体的な制度に入っていきたいと思います。

資料の3、地域自治組織（地域自治区・合併特例区）制度のタイトルの資料で説明させていただきます。A3判の資料になっております。

初めに、地域自治区（法人格を有しない）についてですけれども、この制度を創設した目的ではありますが、地方自治の強化、住民自治の強化という観点から、現行の市町村、合併をしない市町村を含めまして、条例で市町村の一定の区域を定め、そこに地域協議会と事務所を置くということで、当該区域の意見をその市町村の施策に活かしていくような制度となっております。これを選択した場合には、すべての地域に設置することが必要となります。

設置する区域、エリアについては、資料4の方で説明させていただきたいと思います。

地域自治区と書いてあります、原則と書いてありますが、これは特例によらないものということになっております。市町村の区域を分けて定める地域ごとに地域自治区を設け、事務所を置くことができる。設置自体は任意だが、執行機関としての位置づけなどにかんがみ、市町村の全エリアに設置することを想定していると。合併するしないにかかわらず、市域の全域に置くこととなります。その市域につきましては、四角で囲んでおりますが、A市という区域をa、b、cの3つの区域に分けて地域自治区を設置できることとなります。ただし、a、bだけ置いてcだけは置かない、そういうことにはならないということでございます。

次に、特例の場合でございます。

市町村の合併に際しては、合併市町村の区域の一部の区域に、1または2以上の合併関係市町村の区域であった区域をその区域とする地域自治区を設けることができる。これは、下の図によりますと、旧A市、旧B町、旧C村の合併に際しまして、旧A市、旧C村にのみ地域自治区を設けることができるということです。先ほどの原則でいきますと全部に置かなければならないのですが、合併の特例が適用されますと、旧B町には置かなくてもいいということになります。

ついでといたら何なのですけれども、あわせて合併特例区のエリアについてもお話させていただきます。

エリアにつきましては、地域自治区の特例と同じ区域で設定することとなります。下の囲みの部分なのですけれども、「なお、合併後の新市に地方自治法上の地域自治区を設置する場合、合併特例区を設定している区域（例えば旧C村）には、地域自治区を設置しないことができる」。地域自治区は全域に置かなければならないという説明をいたしましたけれども、特例による自治区を設けている場合はそれによらないということになっております。

続いて、資料の3に戻らせていただきます。

なお、設置の期間につきましてはですが、自治法の原則を使った場合には期間は特に設けてなく、永久にということになります。特例だと、新市建設計画の期間である10年間で想定されるところでございます。

上の図の地域自治区の地域協議会についてご説明させていただきます。

地域協議会には、市町村長が選任した会長・副会長・構成員が置かれ、任期は4年以内、

報酬を支給しないこととすることができます。地域協議会の構成員あるいは合併特例区の協議会構成員の身分は特別職の地方公務員であり、議会議員と兼ねることは可能となっております。また、協議会の構成員の選任に当たりましては、市町村長が選任するわけでありませけれども、地域の多様な意見が反映できるようにするという構成になるような配慮義務を市町村長に課せられておりますので、当然のことながら各地域のバランス、各種団体の代表、公募といったところからバランスよく選ぶようにということが想定されております。

次に、地域協議会の権限でございますけれども、記載のとおり、地域の意見をとりまとめて行政に反映させること、市町村長から流れてくる矢印の流れが重要な役割となっております。また、右側の矢印、「協働」とありますけれども、このとおり、住民・町内会などとの協働活動のかなめになるというイメージでございます。

事務局につきましては、市町村の出先機関のイメージでございます、市町村長の権限に属する事務、支所・出張所の事務を分掌して、住民の意見を反映しながら仕事をしていくというイメージになっております。また、区の事務局には事務所の長、これは特別職ではなく事務吏員が置かれるということになります。

続いて、特例法による特例、下で文字だけになっているところですが、原則法とどこが違うのかというところですが、の部分、「住所の表示にはその名称を冠する。」とあります。合併の時につくる地域自治区あるいは下の合併特例区、こういったものにつきましては、いずれにしても住居表示などが変わってくるということを踏まえた結果、区と名乗ることもいいのではないかと総務省の考え方があったようでございます。しかしながら、今現在3市村では、住居表示に関する法律によりまして住居表示は行っておりません。端的に申し上げますと、郵便配達などの利便性を考慮し、住宅に番号を振る制度となっております、札幌市などの住宅密集地において有効な表示であることから、合併後においても必要のない制度と考えてよいかと思えます。

の区長についてです。事務所の長にかえて区長を置くことができ、任期は2年、原則法では4年でしたが、任期は2年、特別職で、助役は兼務できないとされております。

につきましては、原則法で設置する場合、市町村が条例で定める事項については、合併協議会において定めること、特例によらないで設置する場合、市町村が条例で定めるという事項については、特例によりまして、合併協議会において協議して定めるということになっております。

続いて、下の合併特例区の説明をさせていただきます。

設置についてですが、合併関係市町村の議決を経た協議により、1または2以上の旧市町村単位に、合併後の一定期間、ここが地域自治区との大きな相違点でありますけれども、5年以下という年限を切っております。そして、特別地方公共団体、法人格を有するのが合併特例区ということになります。設置の手続につきましては、合併協議で基本的な事項を規約で定めまして、それを廃置分合の処分にあわせて知事が認可するというような形となっております。

次に、合併特例区の協議会についてであります。

これもやはり市町村長が構成員を選任するという事としており、任期は2年以内、報酬を支給しないこともできることになっております。選任の方法につきましては、合併協議会において規約で定めるとしてあります。

次に、合併特例区の権限でございますけれども、これは規約で定める事務を処理するというのが基本でございます。ただ、市町村の仕事を何でもできるのかということ、そういうことではなく、市町村に処理責任が課せられているもの、市町村にしか処理が認められていないもの、こういったものについては合併特例区では処理できないと整理しております。つまり、戸籍、住民基本台帳、そういった窓口事務、あるいは国保、介護保険といったものにつきましては、これを合併特例区が独自にやるということはできない、そういう整理になっております。

そうしますと、具体的には、合併特例区が自前でできる仕事となりますと、例えば施設としては、そのエリアの方たちだけが利用する集会所でありますとかコミュニティセンター、そういったものを合併特例区で管理するということとなります。つまり、法人格を持ちますので、当然財産も保有できるという中で、公の施設なり行政財産を所有して管理をしていくということは考えられるわけでありまして、それから、地域振興のために旧市町村単位で定期的に行ってきたイベント、こういうものもあるかと思っておりますけれども、こういったものも合併特例区でやることも考えられるところでございます。

合併特例区のもう1つの権能といたしまして、合併市町村に対する意見具申というものがございまして、市町村長から矢印で「諮問」とありまして、その下に「重要施策の意見聴取」とありますが、その下にさらに、「必要と認める予算上の措置」というのがございまして、先ほど申し上げましたような、特例区が処理する事務及び地域振興等に関する施策の実施に係る予算措置、これに対する意見聴取ということになります。例えば、法人格を持ちました厚田村・浜益村の社会福祉協議会と村との関係になると思いますが、村が福祉協議会に行う予算措置に対して意見聴取を行う、そういうようなイメージになると思いますが、また、地域自治区と違い、合併特例区には支所機能はございません。そういった意味でも、合併特例区と社会福祉協議会をイメージさせればよいかと考えております。

次に、執行機関についてでございます。

合併特例区の長、これにつきましては市町村長が選任をすることとしてありますけれども、法人の長ということでございまして、特別職の地方公務員ということになります。任期は2年以内、助役が兼務することや支所長が兼務することができることとなっております。

なお、合併特例区には議会が置かれませんが、条例制定権もございませんので、議会が絡むようなもの、条例を制定しなければならないようなものにつきましては、合併特例区では基本的にはできないということになります。公の施設の管理につきましては、条例制定が必要でございますけれども、合併特例区規則の中で合併特例区に引き継がれるようになっております。

続いて、資料5につきますが、今まで申し述べたような制度の比較となっておりますので、後ほどご参考にさせていただきたいと思います。

続きます、資料の6の地域審議会についてでございます。

この資料につきますは、第1回の小委員会でお配りしたものに手を加えたものですが、選択肢の1つとして、地域審議会について再度ご説明したいと思います。

合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村であった区域ごとに設置され、合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し、合併市町村長からの諮問に応じて審議するとともに、必要と認める事項について合併市町村の長に意見を述べるができるという制度でございます、目的といたしましては、合併市町村の施策全般に関し、よりきめ細やかに住民意見の反映をしていく。合併特例区と似たような機能を有しているということになっております。

そのイメージですけれども、裏面になります。裏面の下の方に、地域審議会のイメージをつくっております。設置期間といたしましては、合併協議会で定めるものとなっておりますけれども、想定されるのは市町村建設計画の期間、おおむね10年間が目安となるものと思います。

主な仕事ですけれども、四角で囲んでおります、構成員の定数、任期、任免、組織及び運営等は合併関係市町村の協議により規約で定めることとなります。市町村長の諮問に応じ意見を述べることにつきましては、市町村建設計画の変更ですとか執行状況、これは定期的に。もう一つが、地域振興のための基金運用ということが挙げられます。必要に応じ市町村長に意見を述べることとなりますのは、公共施設の設置、管理運営、市町村建設計画の執行状況、これは随時的に意見を述べることとなっております。これが地域審議会の概要でございます。

以上、3つの制度にかかわるものにつきますの説明を終わらせていただきます。

清水事務局次長：続きます、私の方から資料の7についてご説明させていただきます。

今、担当の松儀の方から3つの制度についてのご説明をいたしました。その内容とは重複する面が多々ございますけれども、これから地域のあり方を検討していくに当たりまして、その論点整理的な面を含めましてまとめたものが資料7でございます。

まず、一番上の方から、今やっております、この小委員会での検討・協議ということがありまして、それで次に、地域自治を考える、また執行するような、行うような組織を設置するのかしないのか、これをまず考えていただくという形になります。設置するとした場合については、としまして地域自治区、これは法人格のないタイプと。今まで地方制度調査会の答申等から、皆さんとともに勉強してきました内容の中でよく出てきました法人格のないタイプ、このような形が法案化されてきたものが、この地域自治区だということでご了解いただければと思います。

その次に合併特例区、これは法人格のあるタイプだということでございます。そうしまして次に、現行の合併特例法等から、ずっと新法にも引き続いて置くことができる形となりました地域審議会、これが1つあるということでございます。この3つが設置する場合という

ふうにご理解いただければと思います。

その対極と申しましょうか、こういった組織を置かない場合、設置しない場合というのでございまして、すべての組織を設置しない場合、つまりは支所、それにおいて全体を行っていくと。その中では、現行の石狩市にあるような住民の声を聴く条例等で、皆さんの、地域の住民の声を吸い上げて行政に反映していく。支所がその役割を担うという形となるとご理解いただければと思います。

次に、主な相違点を、これ先ほどの説明と重複しますが、整理しますと、設置の考え方、まず の地域自治区でございますけれども、これは一般的な地域自治区、自治法によるものでは、これは永久的に地域自治区を置いて、市全体で置かなければいけないという形になってきますが、合併に際してのものでは、その特例と書いてあるところなのですが、一定期間、これは置く際には協議会で決めなければなりません。それで、一定期間には制限がございません。ございませんが、恐らく目途とされるのは新市建設計画の範囲程度ではないだろうか。1つの考え方の目安といたしまして、どこかの時点で考えなければいけないので、それが参考になる事例なのではないかというところでございます。

となりますと、今、当合併協議会で行っている新市建設計画の期間という、検討している期間は10年間ということなので、おおむね10年が1つの目安と、この小委員会での検討の期間となるのではないだろうかと思えるところでございます。

それに対しまして法人格ありの合併特例区の場合でございますが、 のパターンですね。これにつきましては、法令によりまして、合併後の一定期間、5年以下という形となっております。限定的となっております、そのところが大分違ってくるのかなと。

の地域審議会、これが先ほどの松儀の説明のとおり、これも一定期間で定めはないのでございますが、先進事例、これは地域審議会を置いているのは本州等で多々ございます。その中では、やはり新市建設計画の期間で同等となっているところがほとんどでございますので、やはり当協議会で考えれば10年間ということになってくるのではないかと思われるところでございます。

次に、期間等でございます。

の地域自治区につきましては、法人格のないタイプについてなのですが、会長・副会長・構成員、4年の任期となります。法人格のあるタイプでございますが、これは会長・副会長・構成員、2年という形になります。それから、地域審議会に行きますと、この定数・任期というのは規約で定める。つまりは合併協議会で検討して、それで定める期間という形になることでございます。

それから、事務については先ほどご説明したので、各協議会等の事務についてのご説明は省略いたしますが、 の合併特例区の法人格ありの部分のところなのですが、合併特例区協議会、これにつきましては、下から点の3つ目で、合併特例区予算に対する同意。多少議会的要素を持っておりまして、執行機関が予算を編成したのものについて同意を行うと。議決ではないのです。同意です。同意を与えて、その同意がなければ予算的なものは執行

していられないという話になります。そういうところの面は持っているという形です。ただ、課税権とか地方債の発行とか、そういう権限はございません。何でもってやるかという、合併市町村からの移転財源、もしくは、ここに書いていないですけども、旧市町村単位でございまして、旧市町村から引き継ぐ財産があれば、その中のもので運用していくという形になろうかと思われまして。ちなみに、地域審議会の方にはそういうふうなものはございません。

それから、事務所についてなのですが、の法人格のない地域自治区のタイプでございまして、これは支所とさせていただいて結構でございます。ですから、事務所長というのは事務吏員であって、新市、つまり新石狩市のその部分のエリアに関しての事務を全部やるという、そういう形で考えてさせていただいて結構です。

の合併特例区、法人格ありの場合については、これは限定されてしましまして、地域が処理する効果的、必要な事務というふうにはありますけれども、それは単独でそこで完結できるような事務というようなイメージでございまして。ですので、新市全体にまたがる、また関連するような事務というのはちょっとできないのではないかと、そういうふうには考えてさせていただいて結構でございます。ですから、公の施設の管理とか地域振興イベント等、非常に限られたものになってくるのではないかと、思われるところでございまして。地域審議会については、そのような執行機関等がございまして、事務等については発生しておりません。

それから、ちょっと戻りまして、合併特例区の法人格ありの部分ですが、ここは支所機能がございません。法人としての執行機関、法人としての協議会がございまして、これ自体で支所機能的なもの、先ほど申しているようにできませんので、新たに支所というものを検討しなければならないと、こういう作業が入ってくるというところでございまして。

地域審議会についても、当然、新市石狩の審議会の1つという形に位置づけられますので、厚田・浜益の地域には支所等を検討する必要があるという、そういうような流れとなっております。

あと、の地域自治区、法人格のないタイプでございまして、一番四角の中の下の方で、合併に際して区長を置くことができると。一般的なものの、自治法による地域自治区とは違しまして、特例によりまして、事務所の所長というのは事務吏員だという、これにかわって、合併の場合だけ区長を置くことができますよという特例がございまして。その区長というのは特別職ですよ。任期は2年以内でございまして。助役等の兼務はできませんよ。もともとこれは事務所長というのは事務吏員ですから、事務吏員と助役、つまり一般の職員と特別職を兼ねるということはできないわけがございまして、そういう形から助役との兼務は不可で、新石狩市の助役と兼務はできない。そのかわり、ほかのところからだれかお願いして特別職を置くことはできると、こういうふうには理解していただきたいと思っております。

それから、この任期2年につきましては、延長といいますが、継続といいますが、再任ですね。再任は認められておりますので、また再任の回数に制限はございませんので、延長は

何回か繰り返すことは可能という形になるというところでございます。

以上が、この後皆様で検討していただく、対照的なものとして整理した資料7についての説明を終わります。

佐藤委員長：説明を聞いたばかりではありますが、当委員会として地域自治のあり方について一定の方向性を出さなければなりません。ただいまの説明を要約いたしますと、地域の声を反映させる方法として、1番目として、新市の執行機関の一部として支所等の機能を持っている地域自治区を選択するのか。2番目には、地域に限定された事務だけを行う、特別地方公共団体の性格を有する、すなわち法人格を有する合併特例区にするのか。3番目には、新市建設計画の執行状況等に意見を述べるなど、地域住民の意見を反映させる組織としての地域審議会にするのか。4番目には、あるいは地域自治区も合併特例区も地域審議会も設置しないで、現在の石狩市の市民の声を活かす条例などの制度で対応していくのか。このような4つの選択肢のうちから選択することになります。

事務局、こういうことで間違いありませんでしょうか。

工藤事務局長：はい。

佐藤委員長：よろしいですか。

それでは、少々休憩をとりたいと思います。10分間ぐらい休憩します。1時45分ぐらいまで休憩をしたいと思いますので、その後、ご審議いただきたいと思います。

(休憩)

佐藤委員長：休憩前に引き続き、会議を再開いたしたいと思います。

ちょっと会議の前に補足説明がございますので、お願いいたします。

事務局(松儀)：補足といいますか、資料の訂正をお願いしたいと思います。

説明しませんでした資料5なのですが、これの右側の合併特例区で真ん中辺の協議会の資格という欄なのですが、「当該区域内に住所を有する合併市町村の議会議員の選挙権を有する者」、これは選挙権の前に「被」がつきます。「被選挙権を有する者」ということになります。チェックをし忘れまして申しわけありません。訂正をお願いしたいと思います。

佐藤委員長：資格というところがございますね。その右の本当の端です。

よろしいでしょうか。それでは、これからの議事につきましては、先ほどの説明についてご質問を受けた後、地域自治のあり方について一定の方向性を見出していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤委員長：異議がないようでございますので、それではこのように取り計らって進めてまいりたいと思います。

説明についてご質問を受けたいと思います。ご発言のある委員の方は挙手をお願いいたします。

堀委員、お願いいたします。

堀委員：さっきの資料7のところですけども、の合併特例区のところですが、合併特例区の予算編成というところで、私ちょっとここ勘違いして受けとめていて、予算の重要事項を定めるときというのがここに来たのだなというふうに思っているのですが、合併特例区の予算編成で、先ほどの説明では、旧市町村から引き継ぐものということは、内容的なものがそうだとことなのですよ。そういうもので予算立てしていくということではないのですか。ちょっとわからないので、ここの説明だけ、ではもう一度ちょっとしていただけますか。

佐藤委員長：事務局、お答えいただきます。

清水事務局次長：それでは、私の方からご説明させていただきます。

の合併特例区、法人格ありの四角の中の下の方、下から3つ目の点、合併特例区の予算の関係になると思います。この予算の場合は、原則として新石狩市からの移転財源で予算は組んでいく形となります。ただし、これは旧市町村単位で特例区をつくれますので、その旧市町村が持っている財産的なもの、会館なり、ほかの基金的な、本州で言ったら山ですね。入会地（いりあいち）みたいなものとか、そういう財産区みたいなものがあったとします。そういう財産区的なものが引き継がれたらば、そこで上がる収益とかいろいろなものがあれば、それは使う形ができる話になります。それは法人として引き継ぎますので、法人所有のものでございますから、それらのもので運用が可能なものについては、予算の中でつくることが可能と考えておるといところになります。

それと、あと予算面について若干説明しますと、合併特例区の予算は執行機関がつくりまします。先ほど言いましたように、新市からの移転財源をもとに予算を組み立てますが、これは協議会、つまり合併特例区協議会の同意が必要となります。ここが議会的な要素でございます、通常の団体でいえば議会の議決に類するものなのかなと。ただし、合併特例区協議会の同意を得ただけでは予算は成立しません。その後「首長の承認」と書いてあります。その承認というのは、私どもで言いますと新石狩の首長の承認を得て初めて予算として成り立つ。そして、この後ちょっと省略してありますが、承認を得た後は、なおかつこれを公表しなければいけないという規定まで出てきております。それでもって初めて予算として成り立っていくという、非常に厳しいというか、ちょっと表現が、言葉が適当なものはありませんけれども、縛られた形にはなろうかなとなっているところでございます。

以上です。

佐藤委員長：堀委員、わかったでしょうか。

堀委員：ということは、新しく何か、この特例区をつくったときに、その区の中で新しい内容の事業をするからとかというので立てる予算ではないということですね。あるものに関して、収入があるものに関しての予算だというふうに受けとめていいのですか。

佐藤委員長：お答え願います。

清水事務局次長：というわけだけでもないわけなのです。というのは、今度は資料3の方

をごらんいただきたいのですが、「合併特例区（法人格を有する）について」という下の方の図になります。資料3の下の方でございます。

ここで、市町村長と合併特例区との間にいろいろな矢印がございます。その上からの方で数えて3つ目とか4つ目がございます。合併特例区協議会から「意見」というのが市町村長に行きます。また、その下に「重要施策の意見聴取」というのが、矢印が合併特例区協議会の方に伸びております。それはどういう意味をするかというのが、下の四角の矢印がついているやつなのでございます。「意見を勘案し、適切な配慮」、その下に「必要と認める予算上の措置」というのがございます。つまり、これは何を意味しているかということ、こういった合併特例区の地域に係る予算的なものについては、やはり協議会等の意見を聞きなさいと。聞きなさいというか、聞くべきであるということですね。これを重要事項としてちゃんと規定される、協議会で規定するのであれば、それを聞いて、それを反映するというような仕組みはとりなさいと。

ただし、意見・要望を言えば、それが全部通るというわけではございません。当然市の予算の範囲もございまして、ですので、意見を特例区が言ったから、親元である市はちゃんとするだろうということで勝手に予算を組んでしまって、特例区協議会で同意を得てしまったら執行するという話にされてしまうと大変でございますので、恐らく法令はそこを勘案して、市長の承認というものをこの予算にくっつけてしまったのではないかと思われまして。市長の承認がないと、それは執行されないと、こういうような仕組みになっていっているのではないかと思われまして。

以上です。

佐藤委員長：はい、ありがとうございます。大分難しいようですね。

桐山委員：ちょっと関連しまして。

佐藤委員長：はい、桐山委員ですか。お願いします。

桐山委員：例えば厚田で言うと、何かを計画して、積み立てて、貯金をしてある財産との絡みなんかはどういうことになるのでしょうか。だんだんに使いたいということで特定して貯めてあるものは、全財産が合併したときには行くのだというのが基本でしょうけれども、こんなものはここで生きてきませんか。

清水事務局次長：基金の承継等について、恐らくそれらも引き継ぐことが可能かどうかというのは、ちょっとそこまでまだ詰めてはいないのですけれども、法案が出てきたばかりです。それらについても、どの部分を承継させるか、するだろうか、どうするかというのは、やはり協議の中で決めていく形になるのかなと思われまして。

少々ちょっと休憩をいただければ、今法令をちょっと見させていただければいいのですけれども。

佐藤委員長：それでは、ちょっと5分ぐらい休憩いたします。

（休 憩）

佐藤委員長：事務局よりお答えいただきます。

清水事務局次長：現在、私どもが想定しておりますのは、合併特例法、この改正後の合併特例法によるものの準用でございます。そのところで言いますと、改正後の合併特例法の中で出てくるもので、5条の11というのがございます。その5条の11、すみません、皆様のお手元には行っていませんのですけれども、それを見ますと、これは合併特例区の設置に伴う権利の承継という項目がございます。読ませていただきますと、「合併特例区が成立する際、現に合併関係市町村が有する権利のうち、合併特例区の運営に必要なものとして当該合併関係市町村の協議により定めるものは、当該合併特例区の成立時において当該合併特例区が承継するものとする事ができる。」ということは、今、桐山委員のご質問ですので厚田村を想定します。厚田村で持っているもの、権利義務的に持てるもの、財産の分も入ることとは思いますが。政令等が出てきていないので明確には言えないのですけれども、その部分について協議会、この場で、承継するものとしてそれが適当だという話になって、小委員会が通って協議会が通れば、それは特例区が設置された場合には引き継ぐことが可能だと。こういうことが法令では書かれているという形になると。

佐藤委員長：よろしいですか。理解できますか。

堀委員、お願いいたします。

堀委員：例えば、今みたいなことが絡んできて、基金を旧市町村というか、そこに残したとして、法人格ありになっていて、これ合併後の一定期間、5年以下というふうになっていますよね。例えば、それ以降に法人格をなくすということはできるのですか。5年以内の中で、3年後ぐらいに法人格をなくして地域自治区をつかって、自治法上の永久というふうに移行できるというふうなことはあり得ることですか。

佐藤委員長：事務局、お願いいたします。

清水事務局次長：結論から先に言えば可能だと思われまして。というのは、これも法文がございまして、改正合併特例法の第5条の13というのがございます。この13の第2項というのがございまして、これは設置期間を規定している項目でございます。これは5年というふうな書き方ではなく、5年を超えることができないと。ですので、5年以内という表現をこちらでは使っておりますけれども、その間で協議会でその期間を定める。ですから、それを3年なり2年なり1年でも構わないという話になります。

それともう一つ、法令的には合併特例区の規約の変更というのがございまして、これが5条の14というところがございます。特例区の規約、つまり設置期間というのは規約で当然定めなければならないもので、この期間を変更すると。仮に5年という形で当初決めていたと。それを3年に変更したいという話になりますと、この5条の14を使うことになるのではないかと考えられます。それを見ますと、「合併特例区の規約の変更は、合併市町村と合併特例区の協議によって定める」と。つまり、何を言っておりますかという、合併特例区と現石狩市が協議して、規約を変更しようということが合意できれば、それはできますよと。そして、それについては議会の議決が必要だというふうになっておりますので、協議が整えば、議会の議決でもってそれを変更してしまうという話になろうかと思われまして。

あと、今いろいろこうやって説明しておりますけれども、ちょっと言いわけがましくて申しわけないですが、政令がまだ出てきていないのですよね。政令とか規則が出てきていないので、本当に細部のところはわかりませんが、法文から読める理解の部分ということだけご承知いただければと思います。

佐藤委員長：はい、どうぞ。

桐山委員：例えば、村の基金をどれとどれと言いなさいといっても即は言いません。言いませんが、例えば合併した後ぐらいに計画していて、基金を積んでいるものが、合併したがゆえに、それが不可能になったということなんかを想定すると、この法人格との関係でどうなのかなということをご質問させてもらったのですよね、はっきり言いまして。

佐藤委員長：ただいまの桐山委員の質問、答えられますか。

清水事務局次長：済みません、もう一度。ちょっと内容が理解できないので。

佐藤委員長：ちょっと、もう一度お願いします。

桐山委員：例えば、20年度に何かをしたいがゆえに基金を一生懸命積んでいたとしますね。そうしていたのですが、合併したことによって全部お金は新市のものになってしまうと、その計画はペアになりますよね、はっきり言いましてね。実現できない。それとの絡みがどうですかということで、この法人格のある方との関係をお伺いしたわけです。

佐藤委員長：事務局お願いします。

清水事務局次長：それと法人格のある行政区タイプというのは連動しないと思います。まず、現厚田村にあって何かを目的とした、特定の目的の基金があったとします。それが合併によって石狩市に引き継がれたとして、では、その特定目的の内容がなされないのではないかとご心配かと思われまます。それは、それ自体どうするかこうするかというのは新市建設計画の中で、基金にかかわらず、承継した基金を使うか使わないかも、またこれは別の話になりますけれども、そのものをやるかやらないかというのがまず前提になってくるのではないかと。それは、新市としてどのような事業を、施策を打つか。その中にその事業が入り込むかどうかにかかってくるのではないかと。

あとは、ただ厚田村がそれを継ぐために、その手法として考えたものを、そのまま引き継ぐというわけではなくても実現は十分可能な場合が多々ございますので、システム上の問題としてそれは考えるべきでございます。ですので、これは今回の地域自治区とか地域自治組織等と連動するというものではないということです。

桐山委員：わかりました。

佐藤委員長：田村委員どうぞ。

田村委員：この法人格ありについては5年以内、以下ということですので、その後、ほかのものをあれすれば、建設計画の範囲の中で地域審議会なり法人格のない自治区という形にできるので、その関係は、ここ5年で、その後は全くこういう2つのものは考えられないということになりますか。片一方は10年の新市の建設計画に基づいて、いろいろ地域で協議するところなのだと思うのですけれども、この法人格ありについては5年でびたっともう

仕切られるのか。

佐藤委員長：事務局、お願いいたします。

清水事務局次長：これにつきましても法令で書かれてあります。一定の期間を5年と定めた場合ということでお答えいたしますけれども、5年と当初定めて、そして期限が来てしまったと。それが最大限なのですが、その場合についての取扱いは、合併特例区の解散というのがございまして、5条の34でございます。「合併特例区は、設置期間の満了により解散する。」というふうに明記されておりますので、その期間が来た時点で解散と。消滅する形になってしまいます。ですから、これについては延長とかそういうこともできませんし、それまでの1回こっきりの話となります。

そして、その場合についてなのですが、「この場合において、合併特例区を設けている市町村は、当該合併特例区に属する一切の権利義務を承継する。」つまり、それらのものは、先ほど言っていた権利義務的、その中に基金が入るかどうかは明確には言えませんが、権利義務的なものというものは一切石狩市に引き継がれてしまうという。自動的に引き継がれる形になろうかと思えます。法令上書かれておりますので。

佐藤委員長：理解できますか、田村委員。

田村委員：理解できます、説明そのものはね。ただ、5年後どうなるのかなということを考えれば。

桐山委員：そもそも5年としたのは、いろいろな問題を解消するためにできたことだという事は理解できるのですよ。そのいろいろな問題とは、具体的に言ってどういうことですか。はっきり言って。金銭的な問題とか、事業をやりかけていたとか、何かがあると思うのですよね。ざっくりばらんに言います。

佐藤委員長：事務局、よろしいですか。

清水事務局次長：それにつきましては、今手元にこれはというふうに明快に国の回答をしているものがないのですけれども、すみません、それで私個人の解釈になってしまいますが、これはやはり、合併したときについて簡単に一体化ができない特殊な事情がその地域に存在する。それが継続的な事業というふうになれば、それが要件になろうかとは思いますが、ただし、継続的な事業というのは、先ほども言いましたように新市として、つまり自治体として関連のあるものがほとんどでございます。そういったものについては、合併特例区で行うことは適当でないという形で外されております。あくまでも合併特例区の中で完結するような話のものでございます。であれば、通常やっているいろいろな行政体、自治体として動かなければいけないようなものについては皆外れてきますので、工事関係とかそういうのもずれてくるでしょうし、そういうものは残らないのではないかと。

つまり、地域性の何か特異な、旧遺跡的なもの、それもその地域だけにしか余り価値がなく、何かそれを守ろうとか、そのような伝承をしっかりとやらなければいけないものがあるとか、そういったものの完結できるようなものに特化する。つまり、そういうもので、一気に新市になってしまうと、それが廃れそうなものについて守って、5年間の間に土壌をつく

って新市にスムーズに移行させる。混乱を防ぐための一種の期間だというような、そんな考えがあるのではないかと思います。

もう一面が、考えられるのが、せっかく合併して自治体となったものについて、別な組織的なものを作って、その行政体的なものがいつまでもなってしまうと、合併した効果が薄れるだろうし、それだけでいってしまうという。地域性ばかりが特出して、一体性というものが薄まってしまう。そうなってくると、それは新市の将来としては、合併後の将来としては不幸なものになるのではないかと思います、そういった面もあるのではないかと思います。そういった経過的な措置と、その後の新市の一体感のことを、全体を考えたバランスで5年というものが決められたのではないかと推測されます。

桐山委員：私も当初は法人格をとということで、はっきりしないうちは、いろいろなものを見まして主張していたのですけれども、5年なんていう年月を切られたり、そういうことであれば、考え方は私は変わってきたのが事実です。

佐藤委員長：それでは、小林委員、お願いいたします。

小林委員：11月13日に地方制度調査会の最終報告が出ましたよね。それと今日のやつを比較してみますと、随分期限がこれはもうはっきりしてきたなという。5年ということに、もうなっまってまいりましたと。はっきりしたなという。

それから、いま1つは、ここで、あの報告の中では、地域の審議会だとか協議会の委員は無報酬とするという、そういうふうに書かれておりましたが、ここでは無報酬も可というふうになっていますから、報酬が前提になるのでしょうかね、これ。そういうことになりますと、相当協議会にウエートを置いてきたんだななんていうふうに思いますが、その辺はどうなのでしょう。それがまず1つですね。

それからもう1つは、地域自治区で法人格なしと合併特例区の法人格ありと。この法人格ありは5年で消滅と。その後、ちょっとずうずうしいのですけれども、地域自治区に移行するなんていうことはできるかできないのか。

もう1つは、合併特例区が5年で消去されますと、このすべての組織を設置しない場合と、こういうふうに5年後は理解してもいいのかななんて思いますが、その辺のご見解はどうございましょう。

佐藤委員長：お答えをお願いします。

清水事務局次長：報酬につきましては、無報酬というのが、地方制度調査会では無報酬とするというより無報酬が適当ではないかというような考え方を示したわけございまして、そのことが反映されているということでございます。法の中では、皆さんのお話し合いで、地域性を考えて、また、合併の効果とかそういうものも考えて、無報酬とすることができるという形が合併特例区の方にも入りましたし、また、合併に際しない場合についても、一般法である自治法の中で無報酬ということも考えていいよと。それはまさしく地域の自治の皆さんの協議で決めてくださいという。逆に幅を広げたと。無報酬にすると決めつけもしないし、報酬を払いなさいと決めつけもしませんよと。それは皆さんで考えてくださいという趣

旨だというふうにご理解いただければと思います。

2点目の、法人格のある合併特例区が5年で消滅した場合、これについてどうなるかという話ですが、これは資料の7で言うところの、すべてを設置しない組織、つまり支所が残るといふ、そういう形となってしまいます。というのは、の合併特例区(法人格あり)の、この資料の7のところですが、下の方をずっと行きますと、支所機能がないので、一番下の矢印のところ支所等のあり方というのを検討しなければいけませんよと入れております。つまり、支所と合併特例区は2つ存在するわけです。厚田村と浜益村にですね。2つの組織が存在するという形をご理解いただきたいと。1つの法人格のある法人というのがなくなったという形でございます。

よしんば、合併特例区の方に一定のものの事務をお願いする、これも可能ですが、お願いするものがあつたとしますよね。地域限定的なもの。それは支所が引き継いでやるという形になろうかと思われまふ。

これでよろしいでしょうか。

小林委員：いいです、はい、わかりました。

佐藤委員長：よろしいですか。

河合委員、お願いします。

河合委員：自治区の設置についてなのですけれども、この資料4の説明を受けたのですけれども、地方自治法を使っていけばこういうふうになる、合併特例区を使っていけばこうなるというような説明なのですけれども、例えば図の2で行きますと、3市村のうち二つが自治区を設けて、1つはつくらなくてもいいというような説明だと思ふのですけれども、この場合、図の2で行きますと、旧B町に地方自治法上の自治区を設置することも可能というような、この辺の意味合いというのは、設置しなくてもいいという理解でいいのか、その辺。地方自治法上の地域自治区というのは、図の1のことを言っているのだと思ふのですけれども、ちょっとその辺。

佐藤委員長：はい、お答えいただきます。

清水事務局次長：資料4の真ん中の、合併に係る設置手続等の特例(新法第23条)という関連の、そこの波線で囲まれた四角の中の「また、」以下のところでございますか。「また、この場合、旧B町に地方自治法上の地域自治区を設置することも可能。」という、この意味ということで了解してよろしいですか。

河合委員：ええ、そうです。

清水事務局次長：これは、要するに合併の特例による、自治法に対する合併特例によって地域自治区を設置している場合において、これは3つの例だからわかりにくいのですが、これが5つも6つもという例がございますね。町村というのが。その中で、最初に合併特例による地域自治区を2つだけ設けたと。仮に5つあつたうち2つだけ設けてしまったと。それでやっていくうちに、自治法によるものでのこの地域自治区というのはいいいものだ。全市に広げようという話になってきます。その最初に設けたものが2つというのは、旧市町村単

位になりますから、仮に厚田村・浜益村という形であれば、厚田村・浜益村だったとします。ところが、ほかに3つの大きな市があったわけですね。その3つの市があったものについて、では自治法に基づいて地域自治区を設けるかという形になるわけなのですが、それは旧団体の行政範囲でなくていいわけです。大きい団体のために、中を町内会単位とか学校区単位で割ってしまって、そういうふうなやり方をしましょうと。自治法の基本に立ち返ったやり方を、その大きい市のところにはやっつけてしまいましょうと。つまり、行政区単位だと余りにも大き過ぎて、人口が多過ぎるので、割って、地域自治区をつくりましょうと、こういうことが可能なわけなのです。

ですから、その併用をして、合併を期にした行政単位のものもつくっておいた上で、なおかつ残ったところには、その行政単位を割って、ちょうどいい単位のものもつくって、併用してやっていくことは可能ですよと。このようなことを言っているのがこの文章でございます。

それと、先ほど小林委員のご質問でお答えしなかった点が1点ありましたので、ここでお答えをさせていただきます。

合併特例による地域自治区が、やって一定期間が過ぎた、10年だったら10年が過ぎた後、これがまたなくなってしまうので、その後新たに自治法による地域自治区をつくれるのかというご質問が1つあったと思いますが、それは可能です。自治法による地域自治区というのは、一般法ですので、いつでも施行が可能ですので、特例が切れても、特例が切れる前において特例を廃止して、その条例とか協議のやつを廃止してしまって一般法に戻ること、これは自由でございます。それは議会の考えるところという形になります。

桐山委員：関連して。私も全く同じく、今の河合委員の質問と同じなのですが、こっちの方で言っているBというのはあれでしょう、今ある自治体を想定しますと、厚田村はつくらないで浜益村はつくったと。それでもいいということですね。特例の方で行くとね。両方ともつくらなければだめですよとは言っていないということね。

それから、Aの今言っている方は私は理解はできるのですが、これは今合併と絡むからいろいろ混乱するのですが、この間の宮脇先生がおっしゃっているように、地方自治は、これからは住んでいる我々がしていかなければならないのだというような観点に立たなければならぬというか、ご講義をいただきましたけれども、そういったことを将来想定して自治法をあれしたもののがここにあらわれてきているのでしょうか、はっきり言いますとね。ではないかと思うのですよ。そんな認識でよろしいのですか。

清水事務局次長：はい。

佐藤委員長：はい、ありがとうございました。

田村委員、お願いします。

田村委員：この法人格ある自治区なり、ない自治区等について、例えば、これを自治区にすれば、当然住所表示を、それをつけなければならぬという、何々区とつけなければならぬということですね。すると、例えば4年、5年後に、その自治区がなくなったときに、今

度そういう名称の関係はこれ、そんなにくるくる個人の住所が変わるというようなことになるのですかね。

工藤事務局長：それでは、住居表示ということで、先ほど説明の中で、石狩市・厚田村・浜益村は住居表示法に基づく住居表示はしていないということでお伝えしたと思います。だから、住居表示法に基づく住居表示をしなければ、ここで言う住居表示の扱いはできないということですよ。

田村委員：該当にならないということですか。

工藤事務局長：該当にならないということですよ。住居表示法に基づく住居表示をするということですから。具体的に言いますと、底地番と住所、家の部分、住居表示というのはあくまでも住んでいるところ、いるところの表示ですので、底地番が、例えば石狩市、ここでいくと花川北6条1丁目30番地2になっています。これ住居表示をしたら、ここは石狩市花川北6条1丁目1になると思うのです。1番1号という。それは底地番と住居が違うということ、上に建物の所在をあらわすのが住居表示ですので、例えば、約束事がありまして、住居表示法に基づく約束事というのは、15メートル間隔で号を振るとか、街区ごとに号を振るとかという基準がございます、振り方の。例えば、だから、100メートルに1軒ずつ家があった場合、1番があって、次2番になるわけではなくて、15メートルピッチで切っていくと、次は20番になる。その次は、隣は、100メートル先は40番になるという、そういうことになってしまいますので、底地番と上に立っているものが一致するというわけではないのですよね。石狩市でやっている制度というのは、底地番と住所表示、住居表示ではなくて住所の表示が一致しているということですよ。だから、ここに住所登録した場合は、花川北6条1丁目30番2という、土地の表示と住所の表示が一致しているのが石狩市の制度だと思います。厚田村も浜益村も、底地番と、土地の所有の地番と住んでいる住所というのは一致しているはずなのですね。それが一致させるのは住所表示なのですね。住所を表示しているだけであって、住居表示法に基づく住居表示ではないということ、その法律に基づかなければ、この制度は冠はできないと。

田村委員：そうしたら冠は該当しないということですね。

工藤事務局長：はい。ただ、今回30日の協議会に予定議案として出ている分については、町名の扱いというのがありますね。例えば厚田町厚田というのを1つの大字にくくってしまえば、それは可能です。それは町名の表示として、石狩市厚田町厚田何番地というような、何番地というのは底地番ですので、一致させるという形、形上は一致しています。これは住居表示法に基づく住居表示ではなくて、字を変えただけです。ということですよ。

そして、これ5年で切れてしまいますと、住居表示法に基づく住居表示ではなくなりますので。例えばやったらしたら。そうしたらもとどおり戻ってしまいますので、そのとき町名変更をしなくてはならない。ただ、続かないということになりますよね。ただ、住居表示は結構大変な手続ですよ。

河合委員：先ほど法人格ありの方は5年以下ということですよ。つまり切れてしまうというよ

うなことですけれども、法人格なしの方も、およそ新市計画の期間10年ということ。

桐山委員：特例を活かせば10年。

河合委員：自治法でいけば永久というような。

小林委員：さっき私が言った、自治法の法を適用すれば永久なわけなんだよね。合併と絡めないで考えて。合併と絡めるから混乱する。

河合委員：特例を使えば約10年で、設置しないのパターンとなってしまうという解釈でいいのですよね。

小林委員：それは必要があれば、自治法に定められておりますから、こうした組織は継続することは可能であります。

佐藤委員長：はい、事務局。

清水事務局次長：今、小林委員がおっしゃったとおり、地域自治区、合併特例でやっていったものが、期間が過ぎたということではなくなった。その後は自治法によるもので地域自治区をつくることは可能でございます。ただし、それらの場合については、先ほどちょっとご説明が漏れたのですが、自治法ですから、全市の範囲でやらなければいけないという話になる。

それともう1つ、恐らくこれも可能だとは思いますが、一定期間ということでは限度期間を定めているものではないわけでございます。合併特例区、法人格の方は、5年という上限を定めておりますが、地域自治区の方は定めていないために、これは協議会で定める期間という形になります。それを今度は変更するために、議会の議決でもって設置の期間を変更することは可能という形にもなるかとは思いますが。ただ、法文は、法律の想定しているのは、いついつまでもそれをやるのはいかがなものかというのが入っているために、一定期間という趣旨があるということで、どこら辺が適当なのだろうかということも少し念頭に置きながら協議していただければということになります。

小林委員：一定期間という、そのやはり考え方ですけれども、私たちは合併するかしないかはまだ決まったわけではありませんが、要するに常に一体化をしなければいけないという大前提は、これは忘れてはいけないことだというふうに思うのですよね。だからA地区だ、B地区だ、C地区だ。それで、おまへたちは、おらのところは特殊事情があるから、これだから審議会はずっと継続してやっていくのだと。おまへたちそんなこと言うなど。これはこうだと。そういうふうなことであるならば、合併の意義というのはどこにあったのだと、こうなりますよね。ですから、我々は常に一体化をするのだという前提に立ってやりませんと、それはいけないと。したがって、私は一定期間というのは、この場合には賛成だな、いいなと。この法人格なしでは、これいいことだなと。だから、要するに市民は、いかにして一体化するかという意識の上に常に立って生活し、意見を言い、やっぱりやらなくてはこれはいけないことだなと。したがって、一定期間というふうに、私は賛成ですけれどもね。

田村委員：小林委員の言うことはよく理解できます。ただ、やっぱり我々は、この制度の中身を今日勉強しているのであって、特にこういうものをつくらうとかということではあり

ませんので、そういうことでご理解してください。

小林委員：私の考えはこうだと、それだけ申し上げただけです。

佐藤委員長：はい、わかります。よろしいですか。

田村委員：その辺は十分理解していますので。

佐藤委員長：ちょっと順序が狂ったかもわかりませんが、皆さんの意見を集約しながら進めたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

それでは、中野委員お願いいたします。

中野委員：参考までにお聞きいたします。石狩市の中野です。

この地域自治区、それから合併特例区、これ設置した場合、どちらでも結構なのですが、もちろん永久とか5年とかと期間もあるわけでありまして、この設置と、それから、いわゆる市で言うところの支所とか、あるいは出張所とか、その辺の関係は、特に関係はないですかね。

佐藤委員長：いや、大いにありますね。

はい、お願いします。

清水事務局次長：資料の7の の地域自治区なのですが、これは下の方へ行きまして、米印でちょっと太字があります。その前のところの点の文章なのですが、支所等機能ありというふうに表現しておりますけれども、地域自治区自体が新市の、つまり石狩市の行政機構の1つになります。行政機関としての位置づけになりますので、それ自体が支所と考えていただいて結構でございます。支所そのもの、つまり名前が変わった、支所が地域自治区という名前に変わって、その中に地域協議会が設けられて、地域のことをより考えるといいますが、皆さんのご意見を反映させる機能としてリニューアルされたというような、そういうような考え方でいっていただければいいのかなと思っております。

中野委員：同時に構成員はどのくらいの人数を想定すれば。

清水事務局次長：それにつきましては協議会で決めていくことでございますので。一定の方向ができましたら、事務局案が必要だと思っておりますので、事務局の方で1つの案を考えてみたいとは思っておりますが。

中野委員：はい、わかりました。終わります。

佐藤委員長：はい、ありがとうございます。

飯尾委員、お願いいたします。

飯尾委員：地域自治区の方についてちょっとお聞きしたいのですが、私の考えは、できれば、合併による効率化とともに地域自治コミュニティの育成という観点から、やっぱり純粋な地域自治法の、全市的に自治区を置いていくという、永久的に置いていくという方向を私は思っているのですが、もし仮に全市的な地域自治区を置く場合に、これは必ず置いた場所には支所を置かなければならないということになるのでしょうか。

佐藤委員長：はい、お願いします。

清水事務局次長：その細かい運用が、法律上政令に示されることになるかと想定していると

ころがあるのですけれども、法文だけを読みますと、支所、つまり地域自治区については、事務所と地域協議会はセットのものでございます。ですので、地域自治区を置くとすると、その範囲に事務所は必要というふうに考えます。石狩市で今やるとなると、非常に短い時間の中で、いろいろな区割りとか事務所の場所、建物の確保なり、いろいろなものとかを考えていかなければいけません。

飯尾委員：コストもかかりますね。

清水事務局次長：コストもという形も考えられます。そういった点も含めて判断の材料にしていいただければと思っております。

また、そうなってくると、合併の、旧市町村の行政単位という、これは協議会の中で話し合ったり何なりしてしやすいのですが、一般法による、自治法による地域自治区となりますと、合併に限らずのことになります。行政体制そのものになるので、この協議会だけの検討で済むのかどうかというのは、ちょっと私どもも事務局としても不安なところがございます、非常に広範囲な議論とかというのも必要になってくる可能性は十分出てくるころです。

佐藤委員長：神田委員。

神田委員：今事務局の方からの答弁で、これが一番私も心配しているところなのですが、この資料4のパターンを見て、資料7との関連で、我々はやはり、地域自治区、法人格なしでいった場合、自治法の永久の関係とセットに支所機能があれば一番いいなというふうに考えてあったのですけれども、そういう場合、今度石狩市さんの場合、やはり今説明のとおり、そういうふうになるとすれば、ちょっと不可能だと。もし、そういうふうになれば、地域自治区を選ぶとなれば、結局は特例の一定期間と。それより選択するあれがないですよ。そういうふうになれば、一定期間ですから。

佐藤委員長：飯尾委員。

飯尾委員：質疑に関連して、永久的な地域自治区を選択する場合に、当面は合併関係市町村のことを考えて、厚田村・浜益村に地域自治区を置きますよと。石狩市はとりあえず置かないでスタートしましょうと。そして、何年かやってみて、今度は新市の議会の中で、石狩市も全域にわたって地域自治区を追加して設置していくということは可能なのではないかということだと思えます。

佐藤委員長：はい、事務局。

清水事務局次長：今の飯尾委員のことがまさしく正解で、可能でございます、時間的ないろいろな、先ほど言いましたように合併協議と違う一般的な見方での協議、全体の協議が必要だという形をご理解いただいて、その上で考えるならば、先に合併特例を使って厚田村・浜益村に地域自治区を置いておいて、その間の期間の中でいろいろな検討協議を行って、全市的なものに広げられるかどうか、その協議の結果、どうするかと決めていくと。これはまさしく可能でございます、そういうことも法は想定している、一部に入っているのではないかと理解しております。

神田委員：それで、先ほど私の言いましたとおり、そういうことで石狩市さんの場合は進んでいければいいのですけれども、進んでいけないとなれば、これは不可能ですよということになれば、特例の一定期間を過ぎてしまえば、まず厚田村・浜益村はそういうふうになれば、一定期間を過ぎれば、石狩市さんの場合は、そういう自治法の方でやれないとなれば、期間を過ぎれば消滅ということになりますよね。一定期間。地域自治区が。

清水事務局次長：消滅というか、地域自治区がなくなるというのはそのとおりでございます。でも、先ほど申し上げましたとおり、10年間たって、もう少し必要だという形で地域自治区から申し出があって、市の方で了解して議会が通れば、その設置期間の規約変更ということで延長は可能かなと思われま。それが1つということと、ですからパターンのいろいろ考えられるのです。そのまますんなり終わってしまうと、10年間で終わる。もう少し必要だから1回延長しようという話が可能だということと、その次には、その前に地域自治区で全市でやるということも可能になってきますし、また、全部なくしてしまって、ただの支所になったときに、何も特例法による審議会にこだわる必要はないので、市の方で通常の法令・条例に基づいた審議会を置いて、その部分のことを新たに考えると、そういう方法も可能になってきますし、それらは今、申しわけないですが、合併するとしたらどうするかをやっておりますので、そこから先のことについては新市に入ってから協議の話になってくるのかなと。そこでは検討のバリエーションというのは幾つも考えられるというふうにご理解いただければと思っております。

佐藤委員長：はい、桐山委員。

桐山委員：それと、この合併の我々がやっているときに、こういう改正がどんどんされているものから、混同してしまうのですよね。それと、自治法だって、将来を見通してつくったものだと思うのです。それと今我々合併をやっているものから、飯尾委員が言われるように、私は将来そういうことを想定した自治法だと思うのですよ。地域の住民が参加して地方自治をやっていかなければならないよということを、国はちゃんとそれを示している指針だと思うのです、はっきり言ってね。ですけれども、今は合併のことをあれしているのですから、浜益村が心配されていますけれども、私もそれでなくなるということになれば、その後は、もしなったとしたら、市民の一員として大いに声をあれて盛り上げていって、自治法でそういうふうになるのかならないのかということは後のことだとは思いますが、それでもね。

佐藤委員長：はい、ありがとうございます。

河合委員：確認しますけれども、事実上やっぱり10年で終わりと。そういうことになるのでしょうか。自治法にかかわるといったって、時間がかかりますから。

(発言する者あり)

河合委員：いや、延長できるとかなんとかいろいろあるけれどもね。

清水事務局次長：私が10年で終わるのを決める権限も何もないわけでございまして、何ともちょっとお答えしにくい問題ですが、事務局から申し上げられるのは、可能性がどれだ

けあるかというところでございます。先ほど言いましたように、そのまま支所になってしまう。また、支所となっても独自の審議会等、今市でいろいろ持っているようなものも設けられるでしょうし、また、自治法に立ち返って全市的な地域自治区も設けることができるでしょうし、また、もう少し検討期間が欲しいということであれば、規約変更でもって地域自治区の特例の延長を図ることも可能でしょう。必要なのは、どれかの何を選ぶかによって、ある程度の期間で検討をきちんと行う。新市になって、きちんと検討を行うことが必要だということしか事務局としてはちょっと今の時点では言えません。

佐藤委員長：堀委員、お願いいたします。

堀委員：今日ちょっと、この と に重点的に話をしたのですけれども、 の地域審議会というのはなくなってしまうのかなと思ったのですけれども、残ったのですね。ずっと見てみると、そんなに大きな差はないのかなと私は見ていて思ったのです。期間を定めて設置することができるとして、先進地の事例では新市の建設計画の10年ぐらいが主流だと言っていますけれども、これは10年が主流だけで、私たちが決めればそれは10年ではないということですよ。それに限られていないということですよ。

清水事務局次長：そのとおりです。

堀委員：全体的に大枠で見えてしまうと、ここが一番縛りが無いのかなと読み取れたのは、構成員の定数だとか任期だとか、全部協議の中で決めていけるというのがここにはありますよね。だから、これも1つの方法なのかな。というのは、先ほど小林委員も言っていましたけれども、石狩市として1つのまちになるわけですから、一体感を持つということは絶対必要なわけで、AとかBとかCとかというのがずっと続くわけではないというのは、大事にすべきです。というのと、さっきの自治法の中で、それが永久に続くものではなくて、やっぱり一体感を持つために、地域が自治をしていくということは、これから必要なことだし、市も村も町も結局は自分たちでできなくなっているわけですから、結局市民がしなければいけない時代になってきているわけだから、市民主体にまちづくりを進めていくためには、ここも大事な協議の1つなのかなというふうには、ちょっと今全体の協議の中で感じました。

佐藤委員長：田村委員。

田村委員：私も堀委員の、非常に縛られるものよりもの方がベターなのかなというふうに思っていますけれども、このことはやっぱり我々、地域に持ち帰って、それぞれの委員の意見を集約して、やっぱりこういうものにしてほしいというものが、ただ、委員個々がここでいろいろなことでも発言してもなかなか決まる問題ではないと思うのです。やっぱり各市村ごとに、各市村といっても浜益村とうちと、このパターンを選ぶ、こういうパターンにしてください。浜益村が自治区であってもそれは構わんだろうし、厚田村が地域審議会でもいいよということになるのか。

神田委員：そういうふうにはまちまちにはならないでしょう。浜益村は地域自治区をやって、厚田村が地域審議会がいいとか、そうはできないよね。どちらかを選択して、全市で方向づけをしなければだめだから、うちは地域審議会がいいですよ。そして地域審議会を今度や

っていくとか、そういうふうにはまちまちにはできないでしょう。

(発言する者あり)

神田委員：浜益村は地域審議会を設けてもらいます、厚田村は地域自治区をやってもらいますとか、石狩市はこうですと、そうはできないもの。市全体でどれかを選ぶということですよ。

だから、地域審議会はこういうような性格を持っていますけれども、こういう性格を持っているものは、地域審議会ということで新しく設けなくても、今現在行政の中ではこういう制度は持てませんか。

佐藤委員長：事務局、どうですか。

清水事務局次長：審議会的にこのような要素を持たず、これと同じことが可能かどうかはちょっと今調べてはいませんが、このような内容の審議会を設けることは可能と思っております。

神田委員：うちの場合でも、こういうようなものは、行政に反映させるために計画から何からの、総合開発計画から何計画でも、やはりそういうようなものを設けるのであれば、各委員方、各団体から募って、こういう性格のものは持っていますよ。だから、どこのまちもこういうような性格のものは持っているのではないのでしょうか。

清水事務局次長：1点特色のあるというのは、地域審議会として特色があるのは、これは地域に旧市町村単位でつくるということでございます。通常、行政機関としてつくる場合については、全市を挙げて委員を募って、全体として地域バージョンの、地域の総合計画や何かの中で地域のことをやるにしても、そこの地域だけの委員でそこを話し合うというだけではなくて、全体の中でその地域の分を考えていくというような形が主流となっているので、地域審議会というのは旧市町村単位、ここが新しいところというか、ちょっと特色なので、そういうことも審議会として置くことは可能とは思いますが、そこがちょっと特色かなと思っております。

佐藤委員長：時間が迫ってまいりまして、質疑がどんどん出ているわけですがけれども、この4つの先ほど提案いたしました地域自治のあり方についての一定の方向性について協議をしたいのですが、どうですか、ご発言いただけませんか。

これで、地域自治のあり方についてという、要するに1の問題でしょうか。4つのうちから1つを選びたいというのが筋なのですが、時間的にどうでしょうか。まだ質疑が足りないかと。

神田委員：今日こういう関係で、地域自治組織の制度、これを勉強させていただきました。そういうことで我々も大分こういうふうには、資料7の関係で、どれを選ぶかはある程度内容もわかりましたけれども、この場でどれがいいというまでには私は意見を発表できないというふうには考えております。ということは、我々もこういう制度を勉強して、また浜益村だけの勉強会もありますし、そういう段階でまた、事務局から何から説明してもらって、そして1つの望ましい姿を出して、そしてこの場に持ってきてほしいというふうには考えておりますの

で、今日は私の方では、どのパターンがいいとか、そういう発表はできません。

佐藤委員長：今、浜益村の神田委員のご意見ですけれども、厚田村はいかがでしょう。

河合委員：厚田です。今神田委員が言われたように、厚田村も持ち帰って、また地域で十分検討して、それから答えを出していきたいと。今ここでというのは、かなり無理がある、そういう気持ちを持っています。

佐藤委員長：石狩市、どうですか。

中野委員：石狩市も今皆さんがおっしゃったとおりで、いろいろとまた帰ってみて検討したいと思います。

佐藤委員長：どうですか、小林委員。

小林委員：これちょっと、小委員会の委員として任命を受けているわけだ、我々はね。だから、ここで一応勉強して、もう前から資料がいっぱい送られているわけだから、そこでやっぱり勉強して、それで今日いろいろとまたさらに勉強をしたと。だから、僕は皆様方の意見は、自分としては聞きませんね。委員として責任を持ってやると。そして、今度は協議会にかかるわけだから、報告をして、皆さんどうでしょうかと、これが最終決定だから。協議会の意見だからね。小委員会で決まったからといって、それですぐにそのとおり以下同文と相ならない。だから私は、これ持ち帰って、持ち帰ってと言うと、7月、8月、9月になるね、持ち帰りでは。だから、私は速やかにやるべきだと思うのですよ。他はおくれているのは議員定数か。それから我が方と、これがおくれているわ。だから私は速やかに皆様方が、我々委員は勉強をして、そして自分の意見をきちんとまとめて、そして発言をしてご決定をいただければ大変ありがたいと、そう思います。

佐藤委員長：そのとおりだと思うのですけれども。

どうぞ。

桐山委員：小林委員の言われるのはわかりますよ。わかりますけれども、きちんとしたものが出たのは、最終的にこれでしょう。今まではいろいろな案が出ているいろいろ変わってきていましたよね。そういうのを持ち寄って、厚田村の委員は毎月会合をやっていますので、そこで皆さん方の意見もやはり聞かないと、私は、もう一回だけそうしていただきたいと。そういうことです。

小林委員：わかりました。

私は、去年の11月だとか、それでいろいろとありましたよね。ずっと勉強してきましたよ。そして、これはこう変わったか、この辺がこう変わったとか、そういうものは我々委員はやっぱり読めないといけないと思うのですよ。その辺はお互いに勉強して頑張りましょうと。よろしくどうぞ。

佐藤委員長：そのとおりだと思います。

今日は時間的にもちょっと無理があるかなと思いますし、この4つの問題がもう一回、一晩寝て考え直していただいて、そして事務局にお願いしたいのですけれども、余り時間を置かないでもう一度再確認をさせていただいて、この委員会を決定したいと思いますが、いか

がでしょうか。

(「異議なし」の声)

小林委員：30日の協議会には報告にならないということだね。

佐藤委員長：そうですね。ちょっと無理でしょうね。

事務局のご意見をいただきます。

清水事務局次長：今日は方向性まで行ければとは思っていましたが、こうやって皆さん一たんお持ち帰りになるということも、そういうことも十分あり得るのだろうなというのも思っていました。それで、ただ、今小林委員がおっしゃっていただけたように、全体の協議のスケジュールというのもございます。それで、事務的なものは、できれば6月ぐらいいまでにすべてを終えるためには、その後、この合併協議の終わった後に、是非を含めて住民の皆様といろいろな議論の期間を十分とらなければいけない。そういうことも考えて、議会の議決もしていかなければいけないとか、いろいろな手続を考えれば、やはり余り時間を置けなくて、6月ぐらいが限度、どんなにおくれても7月が限度なのかなとは思っております。すべてを終了させるのは。

そのためには、この地域自治組織等の小委員会につきましても、4月中にはもう結論を出さないと、これにお金面もかかわってくるのです。支所が決まってくるので。そうすると、その支所の規模もやってもらわなければいけなくなってきますので、そうすると財政計画や何かにも落ちる話になります。それがすべて新市建設計画の方に振りかわってかかわっていくという、そういうふうなところも出てきます。だから、すごく重要なところでかかわってくるものですので、ある程度早く決めていただかないといけません。

河合委員：わかります、それは。2回も3回も持ち帰るというのではないですよ。

清水事務局次長：わかっています。

河合委員：1回持ち帰ると言っているのですけれども。時間がないのはわかっているから。

清水事務局次長：済みません、説明がちょっと長くなりました。

鈴木委員：最終答申が3月ですから、やっぱりもう一回は帰してもらわないとまずいのですわ。私どもも厚田村の委員の中では、もう一回3月にありますからということで了解も得ておりますので、もう一回だけ意見を統一させてください。

清水事務局次長：そういうことでございますので、4月の上旬に日程を入れたいという、ちょっと説明が長くなって誤解を与えたようですが、申しわけございません。それですので、皆さん4月の上旬で日の悪い日というのがございましたら、今できれば教えていただきたいのですが。

佐藤委員長：いい悪いはともかくとして、もう事務局の方の問題もあるのですけれども、とにかく10日以前に決めてください。10日以内でなるべくもう一度、これ実際に町内会・自治会の一番底辺の我々の夢、希望ですから、どうぞもう一回なり協議をして、そして決めていただければと思います。

どうですか、4月10日前後ということで。

ここまで皆さん勉強されていますから、10日以前ということの希望が多いようですけれども。

清水事務局次長：できれば8、9日あたりで決めたいと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

佐藤委員長：9日、金曜日に決定します。場所と、時間はどうしますか。

清水事務局次長：厚田村で13時からということで、よろしくをお願いします。

佐藤委員長：4月9日（金）、13時から厚田村役場に決定します。よろしくをお願いします。

3. 閉 会

佐藤委員長：それでは、ちょうど定刻になりました。

以上で、本日の委員会を閉会いたします。

まことにありがとうございました。

ご苦労さまでした。

上記地域自治組織等小委員会の経過を記録し、その相違ないことを証すため、ここに署名する。

平成 年 月 日

地域自治組織等小委員会委員長 佐藤 豊治